### シェアハウス以外の投資用不動産向け融資についての当社対応状況

2024 年 4 月 4 日 スルガ銀行

## [はじめに]

シェアハウス以外の投資用不動産向け融資に係る組織的交渉(以下「アパマン問題」といいます。)について、当社は一日でも早い問題解決を強く希望しており、その実現に向けた3つの方針を、昨年4月に公表しました。3つの方針とは、①早期解決案の提示、②任意売却支援等による債務者負担の軽減、および③個別案件に応じた判断です。

このうち「③個別案件に応じた判断」が必要な例として、いわゆる「収支黒字物件」等に対する当社の考え方を、2023 年 11 月公表の資料で、以下の通り説明しています。

● 収支黒字物件は、当社との借入金契約通りに約定返済を継続してもプラスの不動産収益 が確保できる可能性が高い物件であり、原則として、長期間に亘って債務支払を停止す る正当な理由はないと考えています。

これら収支黒字物件等への対応、および上記の3つの方針に沿った当社対応状況について、 以下の通りご説明します。

### [アパマン問題の全体像]

当社は、2019年5月に「投資用不動産に係る全件調査結果(以下「全件調査」といいます。)を公表し<sup>2</sup>、当社の不動産投資関連融資における問題の全容を明らかにしております。その全件調査において、投資用不動産融資総物件数(シェアハウスを含む、37,907物件)のうち約2割について審査書類の改ざん・偽造等の不正が発見されたことを踏まえ、これらの債務の元本一部カット等の踏み込んだ返済支援やご相談を行ってまいりました。

現在(2024年2月末時点)、スルガ銀行不正融資被害弁護団(以下「SI被害弁護団」といいます。)等を通じて当社との間で組織的交渉が行われている件数は 845<sup>3</sup>物件(37,907 物件のうち 2.2%)ですが、これら物件の債務者(以下「組織的交渉先債務者」といいます。)は、当社に対する元利支払を長期間止め、対象不動産から得ている家賃収入を自ら留保している場合もあります。当社は、これらの債務については適切に引当金を計上することによって、財務健全性を担保しており、そのカバー率<sup>4</sup>は 99.54%です。

● 参考資料 1:投資用不動産融資・組織的交渉先の状況およびカバー率

<sup>「</sup>収支黒字物件」とは、対象不動産からの家賃収入の7割相当をコスト控除後の不動産収入とみなし、そこから借入金支払(当社への金利および約定返済)を差し引いた金額がプラスと推定される物件のことを指します。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.surugabank.co.jp/surugabank/kojin/topics/pdf/190515 4 a.pdf

<sup>3</sup> 任意売却等により 2022 年 9 月末から今年 2 月末までに 83 物件が組織的交渉先から外れました。

<sup>4 2023</sup> 年 12 月末時点の数値を記載しています。2024 年 3 月末時点の数値は今後お示しする予定です。

### 「収支黒字物件等への対応状況について」

2023 年 11 月公表の資料でご説明の通り、当社は、これら収支黒字物件等を所有している債務者に対して、「約定返済の再開」や「物件任意売却による返済負担軽減のご検討」および「約定返済が困難な特別のご事情がある場合には当社へのご連絡」をお願いする文書を作成しました。この文書は、債務者の代理人弁護士を通じ、収支黒字物件等を保有する債務者の皆さまに対して、順次、ご案内を申し上げていきます。

● 参考資料2:ご案内文書のひな型(例)

## [その他の対応状況について]

第一の方針である「早期解決案の提示」について、当社はSI被害弁護団に対して「早期解決フレームワーク」を2022年5月に提案しました。この「早期解決フレームワーク」では、第一段階として、「いわゆる高値掴み5の問題が発生したか」、第二段階として「債務者に提示されたレントロール改ざんにスルガ銀行・行員が関与した可能性が高いか否か」、第三段階で「損害額・帰責割合等に応じた解決金の算定等」を検討することを提案しました。この協議はある程度進んだものの、依然として見解の相違が残っている状態です。

当社は今後も裁判所を交えた交渉にできる限り真摯に対応すると共に、仮に和解・調停が不調となった場合であっても、和解・調停以外の問題解決を図る場において、これまで当社が提案してきた「早期解決フレームワーク」の考え方を基本的に援用し、「当社の不法行為責任が訴訟でも認定される可能性が高いと考えられる類型に該当する案件については、当社も積極的に融資経緯等の解明に協力する」との姿勢を今後も続け、一日でも早い問題解決を図ってまいりたいと考えています。

次に、第二の方針である「任意売却支援等による債務者負担の軽減」については、様々なご提案・ご相談等を通じ、任意売却支援策を適用して物件売却に至るケースも出ております。なお、上記(収支黒字物件等を保有する債務者の皆さま宛)のご案内文書にも記載の通り、任意売却代金を充当しても借入金返済に不足するケースについては、売却代金等充当後<sup>6</sup>の返済計画作成などについてのご相談や踏み込んだご支援を提案させて頂いています。

最後に、第三の方針である「個別案件に応じた判断」については、この方針が必要な理由の一つとして、「個別訴訟や和解等を行った債務者との公平性:既に個別事情に応じての司法判断や和解等が成立している中、それらの案件との公平性の観点から、一律解決を当社が選択することは困難」とのご説明を従来からしてまいりました。

昨年9月までにアパマン融資では4件の判決が確定していましたが、その後新たに2件の判決が確定しました。これらいずれにおいても当社の損害賠償責任は認められていません。

<sup>5</sup> ここでいう「高値掴み」とは、大要、改ざんされたレントロールによって本来より高い収益性を有する物件であるとの「錯誤」に陥り、その結果「錯誤」がなかった場合よりも高い価格で当該物件を購入することを指します。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> なお、対象不動産から得ている家賃収入を自ら留保して当社に対する返済を止めている組織的交渉先債務者の場合には、その留保した金額の7割程度(適正な必要経費控除後の金額)を、ご返済資金に加えて頂くよう要請しています。

● 参考資料3:アパマン融資・当社損害賠償責任についての判決例

### [今後の対応について]

当社は、昨年4月に公表した3つの方針に沿って、引き続き全力で早期解決を図っていきます。

特に、第二の方針である「任意売却支援等による債務者負担の軽減」は、借入金返済に苦しむ組織的交渉先債務者のご負担軽減が喫緊の課題であること、また、今後の不動産市況によっては想定通りの売却代金に達しないリスクがあること等から、速やかな取組みが不可欠であると考えています。

このため、当社では、組織的交渉先債務者の皆さまに対し、当社として可能な最大限の支援メニューのご提案を行っています。速やかに債務負担を軽減頂き、返済計画作成などのご相談を申し上げ、個々案件の問題を解決する道筋をつけることで、多くの組織的交渉先債務者の皆さまに一日でも早くご安堵頂けますよう、当社は全力で努めてまいります。

以上

### 〈参考資料 1〉

#### 投資用不動産ローン・組織的交渉先の状況およびカバー率



約4年に亘るご返済支援やご相談の取組みを経て、全件調査 を行った37,907物件のうち5割強が融資残高0となり、4割強 がご返済を継続いただいています。

一方、当社との間で組織的交渉が行われている件数は845物 件※(37,907物件のうち2.2%)であり、適正な解決に向けて 引き続き対応してまいります。

※任意売却等により、2022年9月末から今年2月末までに83物件が組織的交渉先から

99.54%

開示債権額\*1 カバー率 (2023年12月末) 2020年3月末 2023年3月末 2023年12月末 担保評価額\*2 引当/保証保全額 カバー率 単位:億円 (A) (B) (C) (B+C)/A 組織的

871

338

528

- 早期解決に向け、継続交渉中
  - > なお、予防的引当等により、 アンカバー額は限定的であり、 財務健全性を適切に担保

- \*1 金融再生法開示債権額 \*2 貸出金等与信閒連債権の担保評価は、通常、積算法等による評価の90%を採用しているが、本数値は積算法等による評価の100%

894

### 〈参考資料 2〉

交渉先

2024年3月

000-0000 OOMOOKOOOOOOO 000000000 00 00様

〒103-8689 東京都中央区日本橋室町 1-7-1 スルガ銀行株式会社

#### 前略

お客さまとの間では、「シェアハウス以外の投資用不動産向け融資に係る交渉」が長期に亘ってお り、ご不安な状況が長く続いてしまっておりますこと、深くお詫び申し上げます。また、弊社から直 接本件のご連絡を申し上げることがかなわず、代理人弁護士を通じて本状をお送りしますことを、 ご理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、「シェアハウス以外の投資用不動産向け融資に係る交渉」(以下「アパマン問題」といいま す。)の当社対応状況につきましては、当社 HP (2023 年 11 月 22 日付け) 掲載の文書にてご説明さ せていただきました。その中でも申し上げておりますように、当社は、アパマン問題の一日でも早 い解決を強く望んでおり、代理人介護士との間で、問題解決に向けたさまざまな道筋のご提案を行 ってきております。本状は、債務のご負担の軽減や追加的なご支援を含め、当社とのお取引に係る 今後のお取扱いにつきまして、あらためてご案内申し上げるものです。

アパマン問題に関連し、当社からの融資を利用してご購入された不動産(以下「本件不動産」とい います。) につきまして、当社では、お客さまより既にご提供いただいている資料から一般的なアバ ート等経営・貸家業の経営事情等に照らして考えた場合、いわゆる「収支黒字物件2」に該当するも のと推定しております。そのため、当社としましては、本件不動産について約定返済をいただくこ とが可能な状況と考えておりますが、当社とのお取引関係が継続するなか、長期間に亘って約定返 済をいただいておりません。お客さまにおかれましても、約定返済の停止により延滯金のご負担が 大きくなっていくこと等の理由もございますので、是非ともご返済をご検討いただきたく、本状を お送りしております。

● なお、約定返済が困難な特別なご事情(例:物件修繕費用が嵩んだなどの事情により、本件不 動産の収支が長期間に亘ってマイナスである等) がございます場合は、代理人介護士とご連携 のうえ、当社シェアハウス等顧客対応室へご連絡ください。

また、本件不動産の任意売却によりご返済の負担軽減を図ることをご検討される場合も、代理人 弁護士とご連携の上、当社シェアハウス等顧客対応室までご連絡をお願い申し上げます。当社は、 アパマン問題に関連する不動産の任意売却を選択されるお客さまに対して、各種のご負担軽減策を 積極的にご提案しております。ご負担軽減策の具体的な内容につきましては、別紙に記載しており ますので、ご参照ください。

草々

<シェアハウス等面客対応室> 東京都中央区日本橋室町 1-7-1 フリーダイヤル 0120-010-636 お電話承り時間 09:00~17:00 (月曜日〜金曜日、土日・祝祭日・年末年始を除く)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> https://www.surugabank.o.jp/surugabank/investors/irinfo/2023/pdf/231122\_sankou.pdf <sup>2</sup> 上記! URL をご参照ください。対象不動産からの家官収入の 7 薄相当をコスト控除後の不動産収支とみなし、 そこから借入金支払(当社〜の金利及び約定返済)を差し引いた金額がプラスと構定される物件をいいます。

### 〈参考資料 2>

#### [別紙:本件不動産の任意売却によるご負担軽減策]

- ① お客さまご自身で任意売却活動をされることへのご支援
  - ➤ 必要書類のご提供、(一部エリアを除き)不動産業者のご案内等をさせていただきます。
- ② 任意売却後、延滞中の利息及び損害金の一部免除
  - >一部免除の具体策として、「任意売却代金に加え、返済停止中の家賃収入の7割を お支払いいただき、それを超える金額については、延滞中の利息及び損害金の額の 限度で免除とする | 等をご相談させていただきます。
  - また、特殊な個別事情が認められる場合には、お支払いいただく不動産収支相当額 についてのご相談も承ります。
  - ➤ ご相談事例として、下記ケース A をご参考ください。
- ③ 任意売却後の残債務のご返済相談
  - > 残債務のご返済ブランの具体策として、(上記2)の一部免除後の)残債務について 「金利 0%/期間 35 年でご返済」若しくは「金利 1%/期間は原契約と同一でご 返済」いただく等のご相談を承ります。
  - ➤ ご相談事例として、下記ケースBをご参考ください。
- ④ 個別返済プランによる残債務の返済ご相談
  - 上記③を実施しても残債務の返済が見通せない場合には、個別事情(返済可能額や資産状況等)をお聞きし、個別返済プラン策定のご相談を承ります。

#### <ご留意いただきたいこと>

当社が上記のご負担軽減策をご提案するお客さまは、原則として以下に限定させていただいております。

2019年5月にご案内した元本一部カット等に申込みいただきながら解決に至らなかった等の経緯を踏まえ、裁判所への民事調停を2021年8月末までに申し立てたものの未だ解決せず、かつ、当社がSI被当弁護団に対して上記軽減策を提案した2023年4月以降に任意売却を実施するお客さま

また、本軽減策は、将来に亘って実施することをお約束するものではなく、現時点では連 やかに任意売却を実施いただけたお客さま向けのものとしてご提案しておりますこと、ご 理解のほどお願い申し上げます。 <任意売却によるご負担軽減策のご相談事例>

ケース A:ご負担軽減策②(任意売却後、延滞中の利息及び損害金の一部免除)の例

#### 【当初の状況】

ご返済財源		ご返済金額	
売却代金	20,000 千円	借入金残高	22,000 千円
		延滞中の利息及び損害金	7,500 千円
合計	20,000 千円	合計	29,500 千円

> 売却を進める際に必要なご返済金額(29,500 千円)に対し、ご返済の財源 (20,000 千円)が 9,500 千円不足しており、任意売却を進めることが困難



#### 【ご相談後の状況】

ご返済財源		ご返済金額	
売却代金	20,000 千円	借入金残高	22,000 千円
返済停止期間中の家賃収入の 70%	2,500 千円	延滞中の利息及び損害金	7,500 千円
		一部利息及び損害金の免除	▲7,000 千円
合計	22,500 千円	合計	22,500 千円

> ご返済停止期間中の家賃収入の70% (2,500 千円)をご返済に充当いただき、一部 利息及び損害金を免除する前提で、任意売却を進めていただき、ご完済いただいた ご相談例となります。

#### ケース B: ご負担軽減策③ (任意売却後の残債務のご返済相談) の例

ご返済財源		ご返済金額	
売却代金	18,000 千円	借入金残高	22,000 千円
返済停止期間中の家賃収入の 70%	2,500 千円	延滞中の利息及び損害金	7,500 千円
		利息及び損害金の免除	▲7,500 千円
合計	20,500 千円	合計	22,000 千円

ご返済停止期間中の家賃収入の70%(2,500千円)をご返済に充当いただき、延滞中の利息及び損害金(7,500千円)を全額免除しても不足(残債務が1,500千円)



#### 【ご負担軽減策の選択肢 i】

残債務	適用全利	返済期間	每月返許額
1,500 千円	1.0%	20年	¥3 6,900 P
	※原契約は 3.5%	※原契約と同一	

#### 【ご負担軽減策の選択肢 ii】

	残債務	適用金利	返済期間	毎月返済額
Ì	1,500 千円	0%	35年	¥J 3,600 [ <sup>4</sup> ]

- > これら2つの選択肢のほか、残債務の一括返済等の他の選択敗もあわせて、お客さまの状況に応じたご返済プランをご検討いただいたご相談例となります。
- 上記(ケースA及びB)のご負担軽減策は例示であり、ご提示できない場合もございます。また、ご希望いただく場合には、ご了解いただくことが必要な諸条件等もございますので、詳細については当社シェアハウス等顧客対応室へご相談ください。

# 〈参考資料 3〉

No	判決日 (確定済)	事件管轄	争点	裁判所の判断	判決
1	2021/6/2	東京高等裁判所	・不動産業者の以下の行為に不法行為責任が認められるか ① 物件価値や物件収支に関する虚偽の説明をして売買契約を締結させたこと ②原告が借入金額を十分に認識させないまま、売買価格以上の融資を組ませたこと ・銀行が審査書類の改ざんなどに関与していた場合、原告は貸金返還債務を信義則上負わないといえるか	・不動産業者の詐欺等による不法行為責任は認められない     ①売買価格は不相当に高額でなく、物件収支についても虚偽の 説明はなかったそもそも売買契約と金消契約は法的に別個独立 のものであり、売買契約の効力が直ちに金消契約の効力に影響する ものではない)     ②金消契約は原告の意思により真正に成立したもの     ・銀行は、審査書類の偽造について、認識しておらず、また関与も していなかった。(第三者委員会の報告書の内容が、当然に銀行が 偽造を認識していたり、関与していたことに結び付くわけではない)	請求棄却(判決確定)
2	2021/10/7	東京高等裁判所	・不動産業者の不法行為(審査書類等の偽装)を前提に、 銀行の使用者責任又は共同不法行為責任は認められるか ・銀行は、融資審査の際に提出された自己資金確認資料等 について、顧客に信用性の確認等をする義務を負うか	<ul> <li>・不動産業者に不法行為が成立するとは認められないため、それを 前提とした銀行の使用者責任や共同不法行為責任は認められない</li> <li>・一般に銀行融資にあたり、銀行が改ざんや偽造の事実を認識して いたことや、通常の注意を払っていれば認識することができたと認め られない以上、(融資希望者に対し、改ざんや偽造であることを指 摘する)義務はない</li> </ul>	請求棄却(判決確定)
3	2021/11/16	東京地方裁判所	・銀行に以下の注意義務があり、共同不法行為責任は認められるか。 ①自己資金確認資料等について、原本等で確認すべき注意義務(自己資金確認資料等の改ざん、捏造の事象が頻発していることを銀行が認識していたかどうか) ②不動産担保評価の確認義務及び評価方法の説明義務	・銀行には以下の注意義務はなく、不法行為責任は認められない (1)自己資金確認資料等の改ざん、捏造などの事象が頻発している ことが銀行の共通認識だったとは認められない。そもそも銀行が融資 にあたり資力確認資料を求めるのは、顧客の返済能力を見極め、 信用リスクの軽減を図るためであり、顧客に対する原本確認義務は ない。 (2)銀行が担保不動産の価値を把握するのは、返済不能になった 場合に備えるためであり、不動産担保評価の確認義務及び 評価方法の説明義務はない	請求棄却(判決確定)
4	2022/7/7	東京高等裁判所	・銀行は、不動産業者の不法行為(審査書類等の偽装)を 認識していた、ないし認識し得たとして共同不法行為責任が 認められるか ・また銀行が不動産業者の意図を知らなかったとしても、過失に より不動産業者の不法行為を幇助したと認められるか	・不動産業者の行為は、原告の権利を不当に侵害するものとの評価を 免れないが、銀行がその不法行為について、意を通じていたとか、 その意図を知っていたと認めるに足りる証拠はなく、共同不法行為 責任は認められない ・銀行が過失により不動産業者の行為を幇助したと認める事情はない	請求棄却(判決確定)
5	2024/1/24	東京地方裁判所	・銀行担当者が、売主である不動産業者による顧客の預金残高や収入を示す資料等の改ざん(偽装工作)を指示し、又は知りながら黙認したか・銀行担当者が偽装工作を知らなかったとしても、当該偽装工作を看過して融資が実行された場合、銀行の顧客に対する不法行為が成立するか・銀行に、売主である不動産業者が投資対象の不動産の取得に係る取引を媒介契約ではなく売買契約によるべき合理的根拠を確認する法的義務があるか	・銀行担当者が、偽装工作を指示し、又は知りながら黙認したと認めるに足る証拠はない ・単に銀行担当者が偽装工作を看過したために融資が実行されたにすぎない場合、当該偽装工作を認識し、その一部について協力したことを認める顧客との関係では、当該顧客に対する注意義務違反を理由とする不法行為は成立しない ・融資申込を受けた金融機関が、顧客のために媒介契約ではなく売買契約によるべき合理的根拠の有無を確認する法的義務を負うと解すべき根拠は見当たらない	請求棄却(判決確定)
6	2024/2/28	名古屋地方裁判所	・銀行が、売主である不動産業者と、時価相当額を上回る売買 代金で売買契約を締結させることを共謀したか。 ・銀行が、顧客に対して、信義則上、融資金の使途先の契約内容 や目的物についての説明義務及び不測の損害を被ることがない よう配慮・保護すべき義務を負うか	・原告が証拠として提出した不動産の評価レポートに記載の価格が唯一適正な時価相当額を示すものとはいえず、本件において時価相当額を上回る売買代金で売買契約を締結させたとは認められない。 ・金銭消費貸借契約の締結についての審査において、(1)売買代金額が改さんされた売買契約書及び(ii)偽造のインターネットバンキングに係る残高明細が用いられたことは、銀行と不動業者との間の共謀を推認させる事情と認められない。 ・売買代金を融資した金融機関は特段の事情がない限り、当該売買契約の締結について不法行為責任を負うことはない。本件において、被告に不法行為責任が発生すると認めるに足りる事情はうかがえない。	請求棄却 (判決確定)